

青森県地球温暖化対策推進計画の改定について

1 経過等

時期	内容
R3. 2月	定例会において、知事が、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを表明。
R3. 5月	<p>【国】改正地球温暖化対策推進法成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設。 ・都道府県等の実行計画において、再エネの利用促進に関する施策及び実施目標を追加する。 ・地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設。など
R3. 6月	<p>【国】地域脱炭素ロードマップ策定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる「地域脱炭素」の行程と具体策を示す。
R3. 8月	<p><R3. 8.6 青森県地球温暖化対策推進協議会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素に向けた国の動き、改正温対法の概要、地域脱炭素ロードマップの概要について説明。 ・県温対計画の改定予定について説明。
R3. 10月	<p>【国】地球温暖化対策計画の改定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けて策定。 ・新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載。 ・地域に裨益する再エネ拡大、住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大。 ・2050年に向けたイノベーション支援 など <p>【国】エネルギー基本計画の改定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減目標の実現に向けて、エネルギー政策の基本的な方向性を示す。
R4. 2月	地球温暖化問題に関する県民・事業者意識等実態調査
R4. 3月	<p>【国】実行計画策定・実施マニュアル改定・公表（3月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市町村が、実行計画を策定及び実施する際に参照することを目的として示されたもの（地方自治法の規定に基づく技術的助言）。 ・区域の特徴や地域ポテンシャル、対策・施策についての記載内容（まとめ方）、温室効果ガス削減目標の設定や記載に当たっての留意点などについて、基本的な考え方等が示されている。

2 計画改定の方向性

(1) 温室効果ガス削減目標の見直し

- ・2050年温室効果ガス実質ゼロを目指すことを県が令和3年2月に表明。
- ・国では、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%減と設定。これらを踏まえ、削減目標と取組内容の見直しを行う。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進に関する施策及び実施目標の追加

改正地球温暖化対策推進法により、都道府県実行計画に追加することとされたことを踏まえ、計画に記載を追加する。

(3) 気候変動適応に関する事項の整理

気候変動適応法第12条の規定に基づく気候変動適応計画として、令和3年3月に「青森県気候変動適応取組方針」を策定した。地球温暖化対策について、「緩和」と「適応」を併せて推進していくこととしており、その趣旨を計画に記載するとともに、具体的な取組等を整理（簡略化）し、「取組方針」と記載が重複しないようにする。

(4) 地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する基準（県基準）の取り扱い

改正地球温暖化対策推進法により、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業（※）に関する制度が盛り込まれた。

同制度では、都道府県は、市町村が実行計画において当該事業の対象となる区域（促進区域）を設定する際の基準を定めることができるとされ、また、当該基準は、都道府県実行計画の一部として定めるものとされている。

本県においては、市町村の実行計画における促進区域設定の検討状況を勘案しながら、計画別冊として定めることとする。

※地域脱炭素化促進事業

再エネ利用を中心とする地域脱炭素化促進施設の整備と、その他の地域の脱炭素化のための取組を、地域の環境保全や、地域の経済及び社会の持続的発展に取り組みながら、一体的に行う事業。

当該事業を行おうとする者は、事業計画を策定し、（市町村の）実行計画に適合すること等について、市町村の認定を受けることができ、認定を受けた事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、環境影響評価法に基づく配慮書手続きの省略等の特例を受けることができる。